

給与規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人今治勤労福祉事業団（以下「この法人」という。）就業規則（以下「就業規則」という。）第22条の規定に基づき、正規職員（臨時職員、嘱託職員及びパートタイム職員を除く職員をいう。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 給 与

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び諸手当とする。

2 諸手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、バス運転手当及び賞与とする。

第3章 給 料

(給料)

第3条 給料は、就業規則第13条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）に対する報酬とする。

2 職員の給料表は、別表第1に定めるところによる。

(職務)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを別表第2に定める職務分類表（以下「職務分類表」という。）のとおり、給料表に定める職務の級に分類する。

2 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、職務分類表に定めるところとする。

(初任給)

第5条 新たに職員となった者の初任給は、理事長が定める基準に基づき、理事長が決定するものとする。

(昇格)

第6条 職員を昇格させようとする場合は、その者の勤務成績が良好であることが明らかで、かつ昇格させようとする職務の級に適する能力を有する場合（職員の職務の級ごとの定数が定められているときは、昇格させようとする職務の級の定数に欠員がある場合）に限り、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

(昇格等をした場合の給料月額及びその後の昇給期間)

第7条 職員を昇格又は降格させた場合におけるその者の給料月額は、理事長が定める基準に基づき決定する。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、毎年4月1日に、別に理事長が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、55歳に達した日以後における最初の4月1日以後の職員に関する第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給は、理事長が定める号給とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。ただし、勤務成績が特に良好で、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない、事業団の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、昇給時期を延期し、又は昇給しないことがある。

(給料の支払方法)

第9条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日から末日までとし、給料は毎月21日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法における休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法における休日、日曜日又は土曜日でない日。以下「給与の支給定日」という。)に支給する。

- 2 給料は、通貨で直接職員にその全額を支給する。ただし、給料の支給について当該職員が指定する銀行その他の金融機関に対する当該職員の預金口座又は貯金口座への振込みによることができる。また、源泉所得税、住民税、社会保険料等法令に基づくものは、控除するものとする。

第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等によって給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したとき又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 前2項の規定により、給料を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から就業規則第14条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによる計算(以下「日割り計算」という。)により支給する。

4 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は日割り計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 出勤停止にされ、又は出勤停止の終了により復職した場合

(勤務1時間当たりの給料額)

第11条 勤務1時間当たりの給料額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから就業規則第14条第1項第2号に定める指定休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(給料の減額)

第12条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき前条に規定する勤務1時間当たりの給料額を減額して給料を支給する。

2 給料の減額は、その給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

3 第1項の規定により減額すべき給料額は、その給与期間の分を次の給与期間以降の給与から差し引くものとする。ただし、これにより難い理由があるときは、当該月分の給与から差引き、又は別に納入を命ずるものとする。

(給料の非常時払)

第13条 職員が本人又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬祭その他これに準ずる非常の場合の費用に当てるため給料を請求した場合には、給与期間中給与の支給定日前であっても請求の日までの給料を日割り計算によりその際支給する。

第4章 諸手当

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他の生計の途なく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。ただし、年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者を除く。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟及び妹
- (5) 重度の心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次頁において「扶養親族た

る子」という。については1人につき13,000円、及び第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養手当の届出及び支給）

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届出なければならない。

- （1） 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - （2） 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5剛に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、職員が新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定に準用する。
- （1） 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - （2） 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
 - （3） 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（住居手当）

第16条 住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- （1） 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - （2） 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を

控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が15,000円を超えるときは15,000円）を11,000円に加算した額

（住居手当の支給の始期及び終期）

第17条 住居手当の支給は、職員が新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（通勤手当）

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩による通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるものを除く。）

（2） 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を利用しないで徒歩による通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 前項第1号に掲げる職員 当該職員の1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。その額が30,000円を超えるときはその額と30,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは5,000円）に30,000円を加算した額

（2） 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ	使用距離が20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
カ	使用距離が25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
キ	使用距離が30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
ク	使用距離が35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
ケ	使用距離が40キロメートル以上である職員	24,400円

(通勤手当の支給の始期及び終期)

第19条 通勤手当の支給は、職員が新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(時間外勤務手当)

第20条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に、正規の勤務時間を超えて勤務したすべての時間（次条の規定により休日勤務手当が支給される時間を除く。）に対して勤務1時間につき第11条に規定する勤務1時間当たりの給料額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

(休日勤務手当)

第21条 休日勤務手当は、就業規則第14条に規定する休日においてその日の前のその日に最も近い就業規則第14条に規定する休日でない日の就業時間と同じ時間帯（以下この条において「休日の勤務時間帯」という。）に勤務した職員に、勤務したすべての時間に対して勤務1時間につき第11条に規定する勤務1時間当たりの給料額に100分の135から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を支給する。ただし、休日の勤務時間帯外に勤務しても休日勤務手当は、支給しない。

(夜間勤務手当)

第22条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務したすべての時間に対し第11条に規定する勤務1時間当たりの給料額の100分の25を夜間勤務手当として

支給する。

（宿日直手当）

第23条 宿日直手当は、正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直を命ぜられた職員に対して、第20条から前条の規定にかかわらず、理事長が定める定額を支給する。

（管理職手当）

第24条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して、その者の給料の100分の10を超えない範囲内において理事長が定めるところにより支給する。

2 管理職手当を支給される職員については、第20条から第22条の規定は適用しない。

（バス運転手当）

第25条 バス運転手当は、大型免許（中型限定解除を含む。）を所持している職員に対して、利用客送迎のため大型免許（中型限定解除を含む。）による自動車の運転業務に従事した日1日につき200円を支給する。

（扶養手当等の支給方法）

第26条 扶養手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当は、給料の支払方法に準じて支給する。

2 通勤手当を受けている職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときはその月の通勤手当は支給しない。

3 管理職手当を受けている職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、その月の管理職手当は支給しない。

（1） 外国に出張中の場合

（2） 勤務しなかった場合

（時間外勤務手当等の支給方法）

第27条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及びバス運転手当（以下「時間外勤務手当等」という。）は、その月分を翌月の給与の支給定日に支給する。

2 時間外勤務手当等は、前項の規定にかかわらず職員が第13条に規定する非常の場合に充てるために請求した場合は、その日までの分をその際支給する。

3 時間外勤務手当等の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分別に計算した時間数をいう。）によって計算する。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満であるときは切り捨てる。

（賞与）

第28条 賞与は、原則として6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日

を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、理事長による評価結果を勘案して、基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。ただし、事業団の業績その他やむを得ない事由により、支給次期を延期し、又は支給しないことがある。

2 賞与の計算対象期間（以下「賞与対象期間」という。）は、6月に支給する場合においては前年12月1日から5月31日まで及び12月に支給する場合においては6月1日から11月30日までとする。

3 第1項の賞与の額は、職員の勤務成績等を考慮して、基準日現在において職員が受けるべき給料に、100分の230を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額に、賞与対象期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

ただし、賞与対象期間に育児・介護休業（出生時育児休業を含む。）期間が含まれる場合には、育児・介護休業規則によるものとする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

第5章 雑 則

（委任）

第29条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日改正）

この規則は、平成28年4月1日より施行する。

附 則（平成30年4月1日改正）

この規則は、平成30年4月1日より施行する。

附 則（令和2年3月24日改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日改正）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日改正）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日改正）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日改正）
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

号級	一般職				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700

35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400

73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200
94		299,400	347,400		
95		299,700	347,800		
96		300,100	348,200		
97		300,300	348,400		
98		300,600	348,800		
99		301,000	349,200		
100		301,400	349,500		
101		301,600	349,800		
102		301,900	350,200		
103		302,200	350,600		
104		302,500	351,000		
105		302,700	351,500		
106		303,000	351,900		
107		303,300	352,300		
108		303,600	352,700		
109		303,800	353,200		
110		304,200	353,600		

111		304,600	353,900		
112		304,900	354,200		
113		305,100	354,700		
114		305,300			
115		305,600			
116		306,000			
117		306,200			
118		306,400			
119		306,700			
120		307,000			
121		307,400			
122		307,600			
123		307,900			
124		308,200			
125		308,500			

初任給 大学卒 1 級 17 号
 短大卒 1 級 7 号
 高校卒 1 級 1 号

別表第 2（第 4 条関係）

職務 の級	職務の内容	必要な資格
5 級	事務局長、事務局次長、これらに相当する職の職務	事務局長 事務局次長等
4 級	課長、これに相当する職の職務	課長
3 級	係長、これに相当する職の職務	係長
2 級	高度の知識又は経験を必要とする職員の職務	主任
1 級	定型的な業務を行う職員の職務	